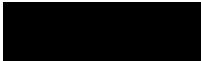


総務部文書課御中

第1回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述（2024年8月21日）記録について

申請人：榎本清

電話： 

申請人は以下の内容について陳述し覚えはなく、訂正を要求します。

—記—

誤：「名古屋地裁の判決では、起案者の印影は公開していない。」

正：「東京地裁の判決では、起案者の印影は公開していない」

※当該判決文においては、「二 前提となる事実」中「2 一部不開示決定」で「被告は、平成14年6月25日、情報公開法9条1項に基づき、本件開示請求に係る行政文書は、3通の各支払決議書並びに3通の請求権領収書であるとして、これら文書中の「発議者の印影」、「振込銀行名」及び「受取人住所等」部分を不開示とし」（1頁 ※文中内のカッコは省略）とある通り、支払い決議書の発議者の印影を非公開としている。一方東大和市ではこれを公開している。自己にとって都合のいい部分のみを根拠として証拠提出する矛盾を指摘したものである。

録音記録について

この件について確認したところ、録音記録はすでに消去したとのことでした。

東大和市文書管理規則第27条で保存が定められている文書につき、作成した元となる音声データを文字化した直後に消去する行為は、公文書作成、及び音声データ管理に関していかにも不適切です。現実にはこのような事案が発生することを考慮すると、明確な保存期間を定め実施することがより適正であると考えます。

検討のうえ、回答されたい。